

棚村 政行

(早稲田大学)

I はじめに

(1) 宗教の自由と家族をめぐる視点

夫婦とその間の未成年子は、一つの大切な家族単位として、緊密な精神的肉体的情緒的経済的な共同生活を展開する。夫婦は互いに同居し協力扶助する義務を負っており（民法七五二条）、親族間では扶け合いの義務もある（同七三〇条）。親子は、相互に扶養義務を負担し（同八七七条）、親は未成年の子の監護教育の権利と義務をもち（同八二〇条）、そのほか、子の利益のためにさまざまな権能をもつ。家族の親密な共同体が共通の信仰をもち、同じ宗教的教義に帰依している場合にはほとんど問題は生じてこない。しかし、家族構成員間の宗教的対立が家族共同体に思わぬ亀裂を走らすことも珍しくない。

もちろん、夫婦、親子間で宗教的信念や信仰において一致しない場合であっても、各人の信教の自由は保障されており（憲法二〇条一項）、それぞれの宗教に対する寛容な態度が要請される。信仰の自由が内心にとどまるかぎり、夫婦、親子といえどもお互いに各人の信仰の自由を尊重しこれを侵すことは許されない。しかしながら、宗教

的信念や信仰の外部的表現行為である宗教活動や宗教行為は、家族としての共同生活を円滑に営むうえで、自ずとの節度や限界があり、相手方の宗教に対する意見や立場、信じない自由をも適切に配慮しなければならない。

宗教は、人間を超える存在としての神を信じるか否かという、根本的な世界観、人生観、生命観にもかかわる根源的価値の対立をはらんでいる。排他的で絶対的な教義や信仰であればあるほど、他を認め共存共栄をはかつていくことは難しい。家族の結合は、愛情と信頼による全人格的結合であり、人生観、世界観、宗教観など根本的な価値観のレベルで緊密で同質性がたかいほど、結合も堅くなっていく。家族において個人の尊厳が尊重され、それぞれの生命自由幸福追求権が確保されるためにも(憲法一三条)、家族内での個人の①内心の信仰の自由、②礼拝や布教・伝道などの宗教的行為の自由、③宗教的な集会や団体への参加などの結社の自由は保障されなければならない。⁽¹⁾

しかし、他方、自己の宗教的自由を説くあまり、日常生活のレベルでも、当然受忍すべき範囲を超えて他の家族構成員の権利・自由を侵害することも生じてくる。このようにみると、家族と宗教の自由の問題は、宗教的信念にもとづく個人生活の自由と家族の協力連帯とのバランスの問題ともいえるだろう。⁽²⁾

(2) 個人の信仰の自由と夫婦・親子関係

夫婦は精神的経済的肉体的情緒的共同体であり、夫婦は対等な人格者相互の協力関係である。したがって、夫婦といえどもお互い異なった思想信条や宗教をもち、各自がそれぞれの信仰生活を守ることは、宗教の自由として憲法で保障されているところであろう。しかし、夫婦である以上、お互いに協力扶助しあつて婚姻共同生活が維持される点からみれば、夫婦間や家庭内では、個人の宗教の自由や宗教的自由も決して無制約のものではない。信仰を

夫婦の一方が信託する宗教的教義や戒律が厳格で絶対的なものであればあるほど、また、出家や過度の修行の要求により共同生活の維持や協力義務の履行が困難な場合には、一方の宗教的活動や宗教的信仰にもとづく生活ゆえに、対立や葛藤が激化して、別居、破綻、離婚のやむなきにもいたることも稀ではない。正月の門松、七夕飾り、ひな祭り、五月の節句、鯉のぼり、クリスマスツリーなど、習俗的な行事を宗教的理由から拒絶し、親族との冠婚葬祭にも一切参加しない、輸血を拒否する、柔道剣道などの格闘技をしない、国旗、国歌に敬礼しないなど、宗教的な潔癖さ、誠実さは、社会性、協調性の欠如と映り、とかく夫婦・親子の協力関係に不協和音や亀裂をもたらしかねない。他方、夫婦であるからといって、無理に信仰の一致や宗教の一致を求め、信仰をとるのか家族かという二者択一を迫ったり、他方のあまりにも一方的で不寛容な姿勢が夫婦や親子関係を破綻させることもある。

そこで、以下の点が問題になってこよう。すなわち、夫婦の内心の信仰の自由は絶対的に保障されるが、宗教的集会や伝道・布教活動への参加など宗教活動には一定の限界がある。果たして、家族間において、宗教活動の自由はどこまで認められるのだろうか。

また、夫婦は、他方が亡くなったあと、自己の宗教的方法で死亡した配偶者を追慕、慰霊等を行い、静謐な環境のもとで信仰生活を送る利益、夫婦は自己の宗教によって他方の死を受けとめ慰霊をするという宗教的人格権を有しているのだろうか。⁽⁴⁾ さらに、夫婦は、宗教的理由での輸血拒否など医療上の意思決定の代行権はもつのだろうか。それは信仰上の決断であり、医療上の意思決定は代理に親しまず、本人が主体的に行なうべきものであろうか。⁽⁵⁾

さらにまた、親子関係においても、相互に信仰や宗教の自由が尊重され配慮されなければならない。とくに、親と未成年の子との関係では、子自身に思想良心の自由、宗教の自由が保障されており、父母といえども児童に対して発達しつつある能力に応じた方法で指示を与える権利義務を認めているにすぎない(児童の権利に関する条約一

(6) 四條)。未成年者は親の親権の客体であり、その支配の対象ではない。あくまでも、子自身が権利主体として親とは別個独立の人格であり法主体であることが尊重されなければならない。その成長発達に応じた段階的保護がされなければならない。未成年者の信仰の自由、信教の自由は、親が自己の信仰や宗教的信念を一方的に押し付けられる権利ではなく、子どもの固有のニーズや発達に即して宗教的雰囲気のもとにいたり指示をする権利義務があるにすぎない。欧米では、宗教の選択権は人生での重大事であるから、宗教教育に参加するとか宗教的自己決定権を行使しうるのは、ドイツでは一四歳、イギリスでも一六歳、アメリカでも一四歳から一六歳くらいであり、日本でも一五歳か一六歳くらいで一線を画してもよいのではなからうか。(7)

(3) 宗教団体と家族との対立・緊張

宗教団体は、信仰共同体であり、礼拝、布教、宗教的儀式の執行などもつばら宗教活動を行なう。とくに排他的な教義や絶対的な戒律をしく宗教団体ほど、異なる信仰や宗旨の組織に対しては敵対的にならざるをえない。単に家族が同じ信仰や宗教で結ばれないだけでなく、カルト的教団に入信してしまった場合、家族との緊張・対立が激化して、自己の信念にもとづき宗教活動をしていると称する本人及び宗教団体と、家族との間では、自由な意思ではなく洗脳されているなど、激しいやりとりが繰り広げられる。

たとえば、夫婦の一方や未成年の子、あるいは成年に達している子が、宗教団体に入信して、他方をサタンであるとか、邪悪なものであるとして関係を断つたり、面会や交流を拒否しているような場合、家族はこのような宗教団体から配偶者を脱会させたり、改宗させようとすることはできるのか。また、夫婦の一方が連れ去った未成年の子との関係は、集団生活をしている宗教団体から連れ戻すことは可能であろうか。子どもの引渡し請求は認められ

るであろうか。

父母がともにエホバの証人であり、未成年の子の外科手術について輸血を拒否し、子の生死に関わる状態である場合に、親の親権を停止したり一部剥奪して緊急的に輸血を実施することはできないだろうか。(8) 夫婦関係に宗教団体の信者や教師が加担をしたり関与して、夫婦関係を破壊したり妨害した場合に、他方は宗教団体を相手取って不法行為にもとづく損害賠償を請求できるのだろうか。

宗教団体の活動は、それが正当な宗教的目的の範囲内で、かつ社会的にも手段方法で相当と認められ、結果に照らしても社会的に妥当とされるものであれば、法的責任が追及されたり違法と評価されることはない。しかし、宗教団体の勧誘や組織強化のための信者の取り込み方に行き過ぎがあったり、家族に他方の信仰や宗教活動に対する無理解や無理強いがあつて、宗教団体と家族が、神をとるか人をとるか二者択一を迫ったり、リクルートや勧誘、脱会、棄教をめぐる激しく争うことは珍しくはない。宗教団体の活動にも、家族の行動にも自ずと合理的な限界が画されなければならないであろう。

個人の宗教の自由は、集団としての家族によって制約も受けるし、強化促進されることもある。また、宗教団体も、構成員個人を超える組織体である以上、個人の宗教的自由を擁護促進する場合もあれば、抑圧し、侵害をする可能性さえある。そこで、個人の信教の自由や宗教的自己決定権を守るために、家族はどのような役割を果たし、家族内での宗教的自由の限界は法的にどのように画されることになるのだろうか。

家族も宗教も、日本国憲法二〇条、二四条などで強力に保護されており、ともに、法規範以外の宗教規範、習俗規範、道徳規範、慣習規範等の多元的規範介入が必要とされている。そして、家族の自治、宗教団体の自治、自律がともにつよく要請され、法の介入や外部的規律は抑制的であることが望まれる。しかしながら、家族の自律や宗

教の自浄作用が期待できない場合に、例外的に他律的外部規制として法が登場せざるをえない。その意味で、本稿では、いくつかの具体的問題群の検討を通じて、宗教と家族とが対立緊張し対峙する領域で、法がどのような形で紛争の解決のための役割を果たせるのか、そしてその限界はどこまでか、家族の中の個人の権利と、家族の集団としての権利はどこまで保護されるのかという問題を中心に検討することにした。

二 信教の自由と夫婦関係

(1) 合同結婚式と婚姻意思

世界基督教統一神霊協会（略して統一教会）の行う合同結婚式がマスコミで取り上げられるようになってから久しい。統一教会の合同結婚式は、元オリンピック新体操選手の山崎浩子さんと女優の桜田淳子さんも参加したことで一躍有名になった。一九八八年一〇月三〇日には、六五一六組、一九八九年一月一二日には一二七五組が韓国のソウルで国際合同結婚式を行っている。また、一九九二年八月に、ソウルのオリンピック・スタジアムで、山崎浩子さん（後に脱会）桜田淳子さんも参加して二万八二五組の盛大な合同結婚式が挙行された。一九六〇年から過去一三回にわたる国際合同結婚式への参加信者の合計は、数万組に及ぶとみられている。また、一九九七年一月には、アメリカのワシントンのロバートケネディスタジアムを中心に合同結婚式を行い、一九九八年にはニューヨーク、一九九九年と二〇〇〇年二月にはソウルで合同結婚式が開催された。⁽⁹⁾

「合同結婚式」は、神様の「祝福」とよばれ、統一教会内でもっとも重要な儀式と考えられている。統一教会は合同結婚式を重視しているのは、これが文鮮明教祖をメシヤとして受け入れる重要な儀式であり、救世主文鮮明

教祖につながることで人間の原罪が清算されると教えられているためである。ただ、この合同結婚式に参加するためには一人当たり百数十万円の「祝福献金」が必要だともいわれ、資金稼ぎのために合同結婚式をしているのではないかと批判する人もいる。⁽¹⁰⁾ 合同結婚式は、統一教会の創造原理、墮落論、復帰原理といった宗教的教義もとづく霊肉救済の考え方と深く結びついているといわれる。しかし、統一教会は、キリスト教の一派を名乗っているものの、じつは十字架による罪の贖いを認めず、全く異質のものだという宗教者も少なくない。

それでは、合同結婚式はどのように準備され挙行されるのだろうか。実際に最高裁まで争われた事件を例に見てみることにする。⁽¹¹⁾ X女は、歯科衛生士として仙台市の歯科医院に勤めていたが、昭和五九（一九八四）年に統一教会の「修練会」やトレーニングに参加し、勤務先を退職して教会のために二四時間活動を続ける、いわゆる「献身」をするようになった。Xは、昭和六三年一〇月二七日に、統一教会の教義上「祝福」とよばれる「合同結婚式」への参加を知らされた。翌二八日に、結婚相手である「相対者」が教会の指示にしたがって福岡で伝道活動等に従事するY男であることをはじめて知った。しかし、Xが見たのは、結婚相手となるYの氏名、生年月日、所属教会のみが記されたテープ状のメモにすぎず、本人に直接会ったり、話をしたり、文通することも全くなかった。Yにしても事情は同じで、結婚式の五日前にXを知らされ、その二日後にXの氏名、出身地、血液型を教えて貰ったにすぎなかった。このようにして、XとYのカップルは、昭和六三（一九八八）年一〇月三〇日に、韓国のソウルの統一教会傘下企業の工場で、「聖酒式」「合同結婚式」に参加したのであった。あいにくXの韓国到着が遅れたため「合同結婚式」後の催しである演芸から参加し、翌日「蕩滅棒」という儀式を済ませ、記念写真をとり、教会から支給されていた指輪の交換をし、その間はじめてXとYはお互いを知ったのであった。

式後も二人は韓国にとどまり研修を受けたりしていたが、寝泊まりは男女別々で、昭和六三年一月にいったん

帰国した。Xは、教会の教義によると、「合同結婚式」から三年から三年半は「聖別期間」といって相対者と同居したり性関係をもち、教会内で実績を上げないとさらに延長されることもあると教えられていた。教会のリーダーからは、家族からの救出の対抗手段として結婚届を出すこと、活動資金を用意することを指示されこれに従い、平成元年一月一日に結婚届を提出し、同年七月に教会の定める「三日儀式」を行ってはおじめて肉体関係をもった。しかし、帰国後Xは福島で印鑑の販売等をし、Yは福岡で従前の仕事に復帰し、手紙やカードの交換などはしたものの、直接会ったり一緒に暮らすという夫婦としての共同生活は全く存在しなかった。

Xは、平成二年七月に親戚の法事に呼ばれて両親のもとへ帰り、両親と一か月以上話し合った結果、九月に脱会することを決め、教会に脱会届けを郵送した。そして、Xは、平成三(一九九一)年三月に、Yとの婚姻は無効であることの確認を求めて調停を申し立てたが、Yとの間で合意ができて不調となり、同年六月に福岡地方裁判所に婚姻無効の訴えを起した。ここで争点になったのは、XとYが結婚届をするにあたって「婚姻の意思」が存在したかどうか、かりに「婚姻の意思」が欠けていても、後で事後承認(追認)はなかったかどうかであった。なぜなら、民法は七四二条一号で「当事者間に婚姻する意思がないとき」は婚姻届は無効にすると規定しており、実質的な意思のない婚姻の効力を否定しているからである。

第一審は、法律上の婚姻が有効であるためには、届出の意思だけでなく、相互独占的な性関係をもって同居し、相互扶助する生活関係を伴う実質的夫婦関係に入る確定的意思がなければならず、本件では実質的意思が欠けていたこと、三日儀式という宗教的儀式で性関係をもったとしても、夫婦間において通常想定される継続的性関係といえず、追認にもあたらないとして、Xの訴えを全面的に認める判決を下した。⁽¹²⁾

な。そして、さらに一九九六年五月に、最高裁判所は、一審二審を支持して、Yからなされた上告を棄却した。これによって、統一教会の合同結婚式は、教会の指示で結婚届を出していても、夫婦としての同居や協力扶助という実体を伴わないときは確定的な実質意思を欠き、無効とされるとの判例法理が固まったといえる。

もちろん、裁判所は、合同結婚式が統一教会の教義や信仰の実践であって、その教義の正当性や信仰の価値について立ち入って判断することはできない。しかし、本件でも法的な決着が求められていたのは、あくまでも、XとYの宗教上の地位や宗教的な結婚ではなく、民法上の夫婦という身分関係であり、法律上の世俗的な結婚の有効性であった。したがって、裁判所は、民法上の婚姻の意思の存否を問題にし、「社会観念」で夫婦たる実体を形成する確定的な意思があったかどうかを客観的主観的に問題にしたのであった。

(2) 妻の宗教活動と離婚

夫婦の宗教問題が結婚生活をめぐって争われる形としては、基本的に三つのパターンが考えられる。まず、第一に、夫婦の宗教的信仰の違いが人生観世界観の対立にまで発展し不和をきたす場合である。実際の事件でも、創価学会の信者がそれを隠してキリスト教信者と結婚したものの、結婚後信仰の相違が当事者の決定的不和や婚姻の破綻を招いたというケースがその適例といえるだろう。⁽¹³⁾

第二に、夫婦の一方が結婚後宗教に入信して、宗教活動に熱中して家庭を疎かにしたために夫婦関係が不和になる場合もありうる。⁽¹⁴⁾しかし、この場合には、以下の二点に注意しなければならない。つまり、夫婦の一方が入信する動機や切っ掛けが夫婦関係の亀裂や不和にある場合で、むしろ、宗教が不和を作ったのではなく、夫婦のギク

シヤクが妻を宗教に駆り立てさせるといふケースである。このようなケースでは、夫婦の一方の入信や宗教活動は結婚の破綻挫折と因果関係がない。

また、特定宗教に対する夫の無理解や偏見が夫婦間の対立をうみ、不和や破綻を招く場合もある。とくに、宗教活動によって何ら日常の生活に支障もないのに、かえって、夫が改宗を強く迫ってトラブルになることも少なくない。このケースは、結婚生活に支障がないのに、一方が他方の宗教的信仰の自由を尊重せず、自己の宗旨や考えを押しつけることからトラブルが起こっている。このような場合も、これのみを理由として離婚を求めることはできないであろう。

第三に、宗教的信仰に忠実なあまり、子どもを連れて家を出てしまふ家庭を破壊する極端なケースが見られる。夫婦で子どもの宗教的教育や監護養育をめぐる紛争を生じているケースも少なくない。子どもに信仰や教義を植え付けるとして、夫婦間紛争が激化している場合も決して珍しくはない。⁽¹⁵⁾たとえば、オウム真理教に入信した妻が、子どもを連れて出家し教団で集団生活を送るケースが典型例といつてよい。たとえば、妻が夫の財産を持ち出し、オウム真理教に全額お布施したことにつき、妻及び妻に出家やお布施の勧誘をしたオウム真理教とその代表者である教祖個人の不法行為責任が認められたケースがある。⁽¹⁶⁾この訴訟では、妻が共同親権者である夫に無断で二人の子を連れて出家し、子の福祉に著しく反する養育環境のもとにおいて拘束し、夫からの引渡請求を拒否して子を隠したことが親権共同行使の原則に反し、親権の侵害にあたるとして夫に対して慰謝料の支払いが命じられている。もちろん、宗教教団の代表者や幹部らが組織的に不法な加担・干渉を加えて夫婦関係を破壊した場合には、教団自身不法行為の責任を負うことは言うまでもない。⁽¹⁷⁾

(3) 夫婦各自の信仰の自由と同居協力の扶助義務

すでに、みてきたように、離婚については原因の如何を問わず、結婚生活の継続を期待できないほど夫婦の愛情や信頼が失われていることを重視するのか(破綻主義)、それとも、離婚に至る不和や破綻の責任が誰にあるか、原因を作ったのはどちらかを重視するか(有責主義)で、基本的な考え方の対立がある。最近では、責任の有無より破綻の事実を確認することが法の役割と考えられつつある。しかし、裁判所は、離婚に際して責任や原因を全く問題にしないわけではない。

たとえば、新宗教(創価学会)に入信した妻が夫の親戚知人に強く入信を進め強引な折伏活動を続けたため、夫や両親とも折り合いが悪くなり、ついに家事を疎かにし家を出てしまったケース、⁽¹⁸⁾「ものみの塔」(エホバの証人)に入信した妻が、親族の説得にも応ぜず、毎週五日さまった時間に集会、伝道活動のために家をあげ、家事育児を疎かにしたケースなど、⁽¹⁹⁾夫婦間でも当然に信仰の自由は尊重されなければならないが、夫婦として共同生活を営む以上、宗教活動にもおのずと節度が要求され、夫婦としての協力扶助義務に違反するような度を過ぎた活動は、「婚姻を継続し難い重大な事由」にあたるかと判断している。⁽²⁰⁾

裁判例の流れとしては、夫婦の一方が宗教に入る動機や背景、他方の信仰に対する姿勢や態度、宗教的確信の程度、具体的な宗教活動の方法、内容、家庭生活に及ぼす支障や影響、宗教活動に対する他方の了解など諸般の事情を考慮して、夫婦の協力義務違反があったかどうかを判断するタイプと、端的に宗教活動の内容、方法、程度等のため結婚が破綻し別居しているのかどうか、夫婦関係の修復の見込みがあるかどうかに焦点を当てるタイプの二つに分かれている。⁽²¹⁾

夫婦生活を営むうえで、宗教的信仰や宗教観のちがいは大きく、熱心に帰依すればするほど、信する者と信じ

ない者の壁は高く厚いものになろう。そうだとすれば、お互いの寛容さや相手方に対する配慮は必要であるにしろ、夫婦の協力義務違反の有無で判断するより、別居や破綻により、夫婦関係の修復の見込みがないかどうかで離婚の成否は決めざるをえないのではなからうか。

(4) エホバの証人と離婚

ところで、エホバの証人は、一八七〇年にアメリカのチャールズ・ラッセル⁽²²⁾が創始したキリスト教系の教団で、本部はニューヨーク市にあり、信者数は約三六〇万人といわれている。日本では、一九二二年に布教活動がはじまり、灯台社事件で知られるように、明石順三が中心になって広めたとされているが、戦時中、不敬罪や治安維持法で厳しく弾圧された。日本支部は、一九四九年に設立され、一九五三年に宗教法人「ものみの塔聖書冊子協会」として認証されている。現在、日本の信者数は約一三万人といわれ、終末思想と千年王国説にたち、熱心な集会、布教活動が特色となっている。教義的には、近い将来終末が到来し、その後の一〇〇〇年の統治では、正義を愛する者だけが平和と永遠の生命に与れると信じ、信者らはこの神の教えを伝えるために、一般家庭を個別訪問して「ものみの塔」という小冊子を配付する伝道活動を行っている。⁽²³⁾

最近では、このエホバの証人に入信して離婚が問題になるケースが多くなっているが、実際にはいろいろな個別事情があるようである。たとえば、当初はエホバの証人の勉強会に参加する程度から、子どもを連れて集会に参加し、ついには、年間一〇〇〇時間、月九〇時間の奉仕者となる「全時間奉仕者」となり、長女二女も入信させた妻とこれを嫌う夫との婚姻関係は完全に破綻したと夫からの離婚請求を認めた判例がある。⁽²⁴⁾ また、信仰は、信者の単なる内心に止まらず、教義の実践を伴い、それが家庭生活や子どもの養育に影響を与える場合には、夫婦協力義

務の観点から、一定の制約を受けることはやむをえないとして、今後妻が弾力的な態度をとることは期待できないとして婚姻の破綻を認め、夫からの離婚請求を認めたものもある。⁽²⁵⁾ さらに、夫の実家は熱心な神道の信者であり、神棚の取り扱いをめぐる対立が生じ、夫の父の葬儀にも出席せず、子ども三人も妻がエホバの証人に入信させてしまったこと、夫と妻の信仰をめぐる争いは一〇数年にも及び、別居期間も二年に達していることなどから、婚姻関係の破綻を認定し離婚を認めたケースがある。⁽²⁶⁾

これに対して、夫婦間の亀裂の原因は妻の信仰にあるが、妻の宗教活動は、日常の家事や育児に支障はなく相当の配慮をしていたこと、かえって、夫のほうが「宗教を止めるか離婚するか」の二者択一を迫るなど、短絡的感情的になり、強硬かつ執拗な態度をとり、宗教的信仰に対する寛容さをもたなかったと、別居期間も短期間であるなどで、やり直しの可能性もあると説示して、夫からの離婚請求を棄却したケースもある。⁽²⁷⁾

(5) 宗教的信念と夫婦の不和

夫婦ではあっても、各自の宗教的信仰の自由は尊重されなければならず(憲法二〇条一項)、他方に自己の宗教や信じてない自由を押しつけることは許されない。しかし、夫婦という日常の緊密な共同生活を送る単位である以上、夫婦間の精神的不協和音や世界観、宗教観の相違は、決定的な不和の要因にはなりうる。往々に、熱心な信者であるほど信仰に忠実に生きようとして宗教中心の「聖」なる生き方を目指すかもしれない。

前述のとおり、宗教的信条に反する妥協は困難で、仏壇に線香をあげ、神社で子どもの合格や家内安全の祈願をし、地鎮祭で工事の無事安全を祈願しようとする習俗化しつつある行事にまで異を唱えて、潔癖性を示すならば、相手方は不快感や嫌悪を示すことにもなりかねない。したがって、このようなケースでは、何が不和破綻の原因で、

誰に責任が多いか判断するのではなく、夫婦が愛情や信頼を喪失し、やり直しが不可能に近い状態かどうか、別居や協力のできない状態がどのくらい続いているのか、一方の離婚の意思がどの程度強固かなどで、離婚の成否を決めてゆくほかないであろう。

裁判所が宗教活動の在り方を司法的に判断することは信教の自由や政教分離原則からみても妥当ではない。しかも、破綻したのは、じつは、過度な宗教活動が真の原因ではなく、もともと夫婦の不和や亀裂にあることが多く、夫婦のギクシャクの結果、一方が宗教にのめり込んだといえるケースが案外少なくない。激しい宗教的対立が背景にある場合に、夫婦間の婚姻道徳や正義不正義で決着をつけることにどれほどの意味があるかは、法的にはきわめて疑わしいのではなからうか。⁽²⁸⁾

三 信教の自由と親子関係

(1) 親の宗教と子育て—親の権利と子の権利

親には、子どもが社会人として一人前になるまで、その子を愛育する重要な役割が期待されている。もちろん、親が子の健全な育成に努めるのは、親子の自然の情愛にもとづく。しかし、民法は、誰よりもまず親に対して、次世代を担う大切な子どもを保護育成する責任を果たしてもらうため、さまざまな権利を認めた。これらの親の権利を親権というが、親には未成年の子どもの監護教育権(八二〇条)、居所指定権(八二二条)、懲戒権(八二三条)、職業許可権(八二三条)、財産管理権・代表権(八二四条)、婚姻同意権(七三七条)、医療同意権、縁組同意権(七九七条、八一七条の六)、子命名権などが含まれている。もちろん、子の監護教育権のなかには、宗教的教育も含

まれると解されるから、子どもをどのような宗教的環境や雰囲気の中で育てるかどうかにについても、親の教育権の一内容として尊重されなければならない⁽²⁹⁾。

ところで、家父長制的大家族制度のもとでは、家にある子は、強大な父権に服した。父権は、生殺与奪の権利をも含み、貧しいときは、家父は、子を売却したり奴隷扱いすることもできた。一八世紀、一九世紀に、ようやく絶対的な父権から脱却して、親のための親権との構成がとられ、二〇世紀になって子の利益や子の福祉が強調されることになった。日本でも、明治民法は「家制度」を中心におき「家に在る父」が子に対する第一次的な親権をもち、「親のため」「家のための」親権法の構造を維持した。戦後の民法の大幅な改正で、父母の共同親権・共同行使に改められて、親権が「親の権力」「支配権」から「子の監護」「子育て」のための親の義務という性格を強くもつようになった。

しかも、現行法のもとでの親権は、児童福祉法などと連動して捉えられなければならない。つまり、子育ての第一次的な責任は、親権を通じて親に、そして親や後見人がこの責任を果たせないときに第二次的に、国家や社会が、子の福祉や利益のために、親の子育てを援助する。たとえば、児童福祉法は、すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない、すべての児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない(一条)と規定し、国や地方公共団体にも保護者とともに重い責任を課している(二条)。民法の親権法と児童福祉法等は、子の福祉を実現するため有機的に把握される必要がある⁽³⁰⁾。

(2) 親権と子どもの権利

歴史的にみると、親権は、親の子どもに対する支配権という色彩から、しだいに未成年の子どものための監督保

護権へと変化してきた。しかし、こうした「親の権利」から「子どもの権利」へという流れができあがるためには、長い年月が必要だった。一九二九年に国際連盟はジュネーブで「児童の権利宣言」を採択したが、子どもの人権保障は不十分であった。一九五九年の「児童の権利宣言」、一九七九年の「国際児童年」、一九八九年の「児童の権利条約」の採択により、ようやく、子どもが大人とは別の独立の権利主体として尊重されるという考え方が承認された。日本も、一九九四年に「児童の権利条約」を批准承認している。児童の権利条約(子どもの権利条約)は、子どもの最善の利益を目標にして、国は、親や保護者などの権利及び義務を考慮しつ、子の福祉に必要な保護やケアを確保し、立法、行政上の措置をとらなければならないとする(三条)。この条約は、一八歳未満の子どもたちに、大人と同じような人間として当然に認められるべき各種の「人権」の保障を及ぼさなければならないと規定した。そして、子を、大人とは別個独立の存在として尊重し、子ども自身もつ各種権利を条約を締約した国や親に対して確保するよう強く求めている。

児童の権利条約では、平等の権利(二条)、生命や生存への固有の権利(六条)、出生の時から国籍や名前をもつ権利(七条)、アイデンティティの権利(八条)、親から引き離されない権利(九条)、父母との接触交流を維持する権利(二〇条)、意見を表明する権利(二二条)、表現、思想、良心、宗教の自由に対する権利(二三条、一四条)、プライバシー、通信、名誉に対する権利(二六条、親の第一次的養育責任への援助(一八条)、親による虐待放任、搾取からの保護(一九条、家庭的養護、養子縁組への権利(二〇条、二二条、障害児の権利、健康・医療への権利(二三条、二四条)、社会保障、生活水準への権利(二六条、二七条)、教育への権利、休息・余暇・遊びへの参加権(二八、三一条、経済的搾取・有害労働から保護される権利(三二条)、誘拐・売買・取引の防止(三五条)、武力紛争における子どもの保護(三八条)など各種権利を認めている。³¹⁾

(3) 親の監護教育権と子の福祉・子の利益

親権者は、すでに述べたように未成年の子を監護教育する権利を有している(八二〇条)が、これは子の福祉・子の利益によって制約された権利であり、子に対しては義務であると説かれている。しかも、婚姻中は父母は共同で親権を行使するのが原則であり(八一八条三項)、父母双方が子の監護教育については十分に協議して決定しなければならぬ。たとえば、夫婦の一方の意に反して宗教団体に入信した他方が、未成年の子どもたちを連れて出家してしまった場合に、一方は子の引渡しを請求できるだろうか。

母親Yは平成元年二月頃からオウム真理教に入信し道場に通うようになった。平成二年四月、Yは被拘束者である子らを連れて、一週間の石垣島セミナーに参加した。帰宅後YはXとの間で出家をめぐって口論になり、XがYを殴打したことから同日夜半に子らを連れて家出した。父親Xは、六月にようやくオウム真理教の山梨県の富沢道場にA(一四歳・中学三年生)、B子(一二歳・中学一年生)、C子(八歳・小学二年生)が居住していることを突き止めたが、オウム真理教側は面会を拒絶した。そこで、Xは、Aら未成年者がオウム真理教の大阪支部、富士総本部道場など道場を転々としながら就学もせず劣悪な集団生活をさせているため、XがYに対して子らを引き渡すよう人身保護請求の申立てをした。原審は、子どもらの現在の養育環境や生活状況につき、狭い部屋に押し込められ、居住場所も転々とし、Yは道場での修行、教団への奉仕活動で子の監護のための経済的基盤をもっていないこと、教団の用意する真理学園は固有の教育施設や教材をもたないこと、このまま、教団内で生活させると、成人しても社会への適応能力を欠く事態になりかねないことなどから、八歳のC女については意思能力がなく、また、一二歳のB女は一応意思能力はあるものの、Xの監護を拒絶する明確な意思を表明しているとしても、監護者の選択について自由な意思の形成が妨げられていたものというべきであるから、いずれもXのもとで生活することが子の

幸福に適するとしてXの請求を認めた。⁽³²⁾しかし、Aについては、一四歳九か月に達しており、意思能力をもち、その自由な意思で生活しているへものと認められるからXからの請求を棄却した。これに対して双方とも上告した。最高裁は「被拘束者Bは意思能力を有するが、同人がその自由意思に基づいて監護者（静岡県富士宮市所在のオウム真理教富士総本部道場に居住）のもとにとどまっているとはいえない特段の事情があり、上告人の右被拘束者に対する監護が人身保護法及び同規則にいう拘束に当たるとした原審の判断は、正当として是認することができる。」としてBCについて本件上告を棄却した。⁽³³⁾

しかし、たとえ、未成年の子が一〇歳を超えて一応の監護者に対する選択や明確な意思を表明していても、子が意思能力のない時期から引き続き監護教育され、子に嫌悪と畏怖の念を抱かざるをえないように教え込んだような特段の事情がある場合には、子が自由な意思により監護のもとにとどまっていると見ることはできないのではなからうか。⁽³⁴⁾

また、本件では、学齢期にある未成年者らに、きちんとした教育設備のある学校に就学をさせなかったり、生活環境をめまぐるしく変遷させ、社会との交渉や家族との関係も断絶させるなど、きわめて劣悪な集団生活の環境下におくことを強いており、いわば「児童虐待」「放置」にあたるなど親権を濫用しているともいえる。

児童虐待や放置のケースでは、児童相談所でケースワーカーが事実を調査したうえで一時保護をし（児童福祉法三三三条）、都道府県知事を通じて家庭裁判所の承認を得たうえで、親権者である父親の意に反しても強制的に児童福祉施設に入所させ、虐待をやめない親から子どもを引き離すこともできるであろう（児童福祉法二八条⁽³⁵⁾）。実際に、脱水症状や挫創、栄養失調などにより全身が衰弱していた七歳の小学一年生の子につき、両親のもとにおくことが子の福祉上問題だとして児童相談所長が一時保護を加えるのが妥当と判断し、児童相談所長からの福祉施設収容の承認申立事件を本案とする審判前の保全処分として、親権者による転院退院手続の禁止、退院後の児童相談所の一時保護を認めたケースがある。⁽³⁶⁾また、実母及び養父から受けたと疑われる頭部傷害、栄養失調、脱水症状、意識障害の症状等で入院し、不登校の八歳児につき、このまま両親の監護に委ねると子の福祉を著しく害する結果となるとし、児童福祉法二七条一項三号の措置のうち、里親委託または養護施設入所の承認をし、親からの面接交渉を制限した最近のケースもある。⁽³⁷⁾親権者である養父からの未成年者の引き取り要求があり、親権を濫用して、身体的虐待、性的虐待が繰り返されるおそれがあるとして、児童らが入所している児童相談所長からの親権喪失の宣告が認められたケースもある。⁽³⁸⁾

Xとしては、親権喪失宣告の申立を家庭裁判所に求めることも可能であったのではなからうか。そして家庭裁判所で、親権濫用の客観的事実を審理して審判を出すまでには若干の日時を要するため、親権者の職務執行を停止し職務代行者を選任する旨の保全処分を申立て、併せて子の引渡しを求めれば、比較的迅速に処理されることになる（家審規七四条）。

また、Xとしては、Y及び教団に対して、未成年の子らとその福祉に著しく反する環境のもとにおき、これを全面的に支配し、他方親権者の関与を完全に排除したのは、実質的にみて、夫婦共同親権の原則の趣旨を没却し、親権濫用と認められる特段の事情が存在するから、Xの親権を侵害しその共同行使を妨害した違法があったとして、民法七〇九条、七一九条、四四四一条、宗教法人法一条一項により不法行為責任を負担しなければならない。⁽³⁹⁾

父母は、あくまでも、未成年の子の思想、良心、宗教の自由についての子自身の権利を尊重しなければならず（児童の権利条約一四条一項）、児童がその権利を行使するにあたり、児童の発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利義務が尊重されるにとどまる（同条二項）。したがって、子どもが自己の境遇を理解し、宗教的

な立場や選択権を行使しうるに足りる十分な判断力をもたない低年齢、未成熟な段階で、父母の一方が他方の意見を無視して、一方的な絶対的・排他的な教義や戒律をもつ宗教を教え込んだり、宗教生活を強いることは、厳に慎まなければならぬ。⁽⁴⁰⁾

しかし、逆に、社会的にマイナーで、独特の教義をもっている宗教団体に父母の一方が入信している場合に、その信仰を理由として、子どもと面会交流がもてなかったり、子の親権者・監護者として直ちに不適格と判断されることになるのだろうか。たとえば、エホバの証人は、エホバの神以外の信仰崇拜は許さないため、国歌、国旗、校歌等を敬ったりせず、正月、節分、ひな祭り、節句などの行事も一切しない。手術にあたっては、輸血を拒否し、柔道、剣道など格闘技をせず、選挙の際も投票を棄権したりする。

この場合、内心の信仰と信仰にもとづいて宗教的理由からの行動とは、区別されなければならない。内心の信仰の自由は絶対的であるのに対して、宗教的行為は、他人の権利や自由と衝突する可能性があり、信教の自由、宗教活動の自由にもおのずと限界は存在する。とくに、子の最善の利益、子の福祉の観点から、父母の宗教的信仰やその実践としての宗教活動として、子の生活にも宗教的教義や慣行にもとづいた生活を求めることがある。しかし、その宗教的活動への参加や宗教教育が、実質的に子の身体的、精神的、情緒的福祉に明らかに悪影響を及ぼしたり、その危険性がたかい場合には、親の監護教育権や面会交流の権利も、ある程度制約を受けることもいたしたくない。ただし、特定の宗教活動がたとえば、過酷な体罰を与えるなどして、実質的かつ具体的な害悪をおよぼすおそれがある場合に限られる。⁽⁴¹⁾単に将来の一般的抽象的危険性のレベルで親の監護教育権を不当に制限したり剥奪することは許されない。⁽⁴²⁾

(4) 子の宗教活動や信仰の自由と家族の介入

未成年の子が宗教団体に入信し、その信仰にもとづく活動が反社会的であったり、偽装募金をしたり暴利行為や詐欺的商法をするなど違法な活動に従事していることが判明した場合に、両親は、親権者として監護教育権にもとづき、子に対して指導監督を行い、その行動を一定範囲でコントロールすることは許されるか。あるいは、家族は直接、宗教団体に対して面会や交流を妨害しないように求めることができるのだろうか。

たとえば、東京のW大学に入って間もなくキャンパスで伝道布教活動をしていた統一教会Xから勧誘を受けて原理研究会に入会した未成年のY女(一九歳)は、親と連絡を絶って無断で下宿先を引き払い、原理研究会の寮に入った。そこで、両親であるYとY夫婦は、Y女を無理やり自宅に連れ帰り、夜間は内側から鍵をかけ二階の窓には角材で格子が取り付けられるなど、自宅での行動のみを許して外部との連絡や接触を禁止していた。Xが請求者になつてYらに対して、Yは寮に帰りがっており、親権者でも子の選んだ宗教につき棄教を強要し、当人を監禁することとは親権の濫用であり、未成年者の信教の自由を侵害することは許されないと人身保護請求をしたケースがある。

徳島地裁は、「親権は、その内容として、これに服すべき未成年の子を心身共に健全な社会人として育成するため全生活にわたり監護教育を施す権利を含み、それは同時に義務性ある権能でもある。そして、かかる未成年の子に対する監護教育行使の意義は、次世代における健全な市民の形成にあるのであって、未成年の子の信教の自由に対する干渉も、それが明らかに未成年の子の幸福に反するなど濫用にわたるものと認められないかぎり、許容されてしかるべきものである。」として、年齢的には成人に近く優れた知能の持ち主であるが、心身発達の全段階を完了しておらず、未熟な面も残しているから、両親の監護教育にまつべきであるとして、Xからの請求を棄却した。⁽⁴³⁾

未成年の子は親の親権に服しており、かつ親は子の健全な育成を図る義務を負っていることからして、子の信教

の自由や宗教活動の自由も、監護教育の観点や子の福祉の観点からある種の制約を受けることはやむをえない。いかに、信仰や教義によるものであれ、未成年の子が、親に無断で居所を変更し、親にも一切連絡を断つて集団生活に入ることは通常のことではなく、健全な家族生活を損なうもので制約を免れないであらう。⁽⁴⁴⁾ また、親権者は、親権に服する未成年の子が宗教団体の施設に入っている場合に、監護教育権にもとづき子との面会や交流を妨げないよう妨害排除請求をすることもできよう。

Yは、Xら夫婦の二男であり、骨肉腫のためにA医科大学病院整形外科に入院した。骨肉腫は癌の一種であり、担当医師は転移を防ぐために患部切断手術を早期に受けるよう勧めた。しかしYはエホバの証人の信者であり、宗派の教義にもとづいて輸血を伴う手術を拒否している。そこでXら夫婦がの生命健康を擁護する法律上の利益を有しているとして、A病院に対して左脚切断手術、そのために必要な輸血等を委任できるとの仮処分を求めた。大分地裁は、Yは、正常な精神的能力を有する成人男子であり、本件輸血拒否によってもたらされる自己の生命、身体に対する危険性について十分知覚したうえで、なお輸血を拒みつけているのであること、Yが真摯な宗教上の信念にもとづいて輸血拒否しており、その目的、手段、態様、被侵害利益の内容、強固さ等を総合考慮するときに、本件輸血拒否行為は違法性を帯びていないこと、Yは輸血以外では生命維持を強く希望しており、放射線療法、化学療法など他の方法も存在しており、自己破壊類似行為ともいえないとして、本件仮処分を却下した。⁽⁴⁵⁾

本件では、Yが正常な判断能力を有する成人であり、その真摯に表明された輸血という治療方法の選択をめぐる自己決定権が尊重されたものである。しかし、これが緊急医療として本人が意思表示をすることが困難であったり、また、一五歳未満の未成年者が自己の信仰を理由として輸血を拒否しているのであれば、医療に関する親の同意権、代諾権は子の最善の利益になるときしか認められず、結論を異にすることとなろう。

4 宗教団体の活動と家族との関わり

(1) 宗教団体の勧誘・教化と家庭崩壊・家族の離別

宗教団体が修行のため出家をさせたり、伝道師となることを説いて、子どもらも含めて家族と離別したりさせた場合に、宗教団体の代表者は、健全な家庭生活や円満な婚姻関係・親子関係を破綻させたとして民法四四一条一項、宗教法人法一一一条一項、民法七〇九条、七一九条などにもとづき不法行為の損害賠償請求をすることができるうか。

たとえば、X₁の妻Aは婚姻して一八年余になり、五人の子をもうけ、親子七人で円満な婚姻生活を送っていたが、キリスト教の一宗派であるY「地の塩港南キリスト教会」の伝道師となるため、夫であるX₁と長男、二男及び三男を残したまま、長女B子(当時一二歳)及び二女C子(当時七歳)を連れて家出した。これに対し、X₁及びその長男X₂は、Y教会とその代表者であるYがいわゆるマインドコントロールによりAの自律的判断を失わせ、その家出に積極的に関与し、離婚を強要し、面会を妨げ家庭を破壊したとして、Yらに対し、家庭破壊行為等の損害賠償およびA及びB子らの面接交渉、親権の行使、同居に対する妨害の禁止を求めたケースである。なお、X₁と妻Aはもともと、Y教会の正会員であったが、Aが伝道師となるため家を出て別居し離婚の要求を拒否したことから、代表者Yは、X₁を集会出席停止の懲戒処分にした。

本判決は、一方で、「父母はどのような環境で子どもの監護養育を行なうのが本人にとって最も幸福であるのかを話し合い、その実現に協力して努力すべきは当然である」「Aは、一方の親権者である原告太郎の意思に反して被告教会で生活させているものであり、自己の信仰や夫との不和に基づくものであるとしても、妻ないし母親とし

て身勝手に過ぎると非難されてもやむをえない」としながらも、Aは一五年間にわたり被告教会に通い、夫婦関係の不和が受洗のきっかけになつておる、また、夫の信仰が口先だけで表面的なものにすぎないと感じ取つて離婚の決心をしており、被告代表者の指導を受けたという気持ちから、Aが自らの意思に基づいて家出したものであること、そうすると、Yが家出や離婚の要求にかなりの程度関与していたとしても、マインド・コントロールによりAの自律的判断を失わせた結果によるとまで認めることは困難であり、原告太郎の婚姻関係に基づく権利を違法に侵害したものとまでいうことはできない」と判断した。また、B子及びC子が「親権者の一人であるAの監護下あり、Aが自らの意思によってそれを行なつてゐる」ことが認定される以上、「YがB子及びC子に対してXらに会わないように述べるなどの働き掛けを事実上行なつてゐるとしても、……法及び社会通念に照らし、Yの右行為が違法であるとして判断することは困難というべきである」とした。そして、損害賠償請求については、「Aが家を出て息子三人に対する親権者としての監護教育義務を一方的に放棄し、娘ら二人をY教会で生活させていることにつき、Aにおいて妻ないし母親として非難されるべき点があり、AがXらの面接交通を妨げている事実があるからといつて、そのことから直ちに、Yらが、Xらの主張のような違法な家庭破壊行為等をしたものといふことはできず、他に、これを認めるに足りる確な証拠はないから、XらのYらに対する不法行為に基づく損害賠償請求は理由がない」とし、またA及びB子、C子とX₁及びX₂の間の面接交通についても、Yらがそれを妨害したとはいえないとした。⁽⁴⁶⁾

本判決は、牧師であり教会の代表者が、信者に対する強力な指導力、影響力のもとに、妻に対して夫との離婚を勧め、離婚届の署名押印を夫に要求し、応じなかつたとして懲戒処分にするなど、マインド・コントロールにわたる人為的操作やプレッシャーをかけていたものといわざるをえない。また、判断力の十分でない子らの、内心に働き掛けて、父親と会わないように仕向け、日常生活のすべての行動を抑圧し、自己の意思にしたがうようコントロールしていたのではないかという点も、きわめて疑わしい。

宗教団体オウム真理教及びその代表者松本智津夫がセミナー参加者に「近く大災害が起こる」など不安感を増幅させ、「出家しなければ救われない」と焦燥感をもたせ、「自分だけが遅れをとるわけにいかない」などの集団心理を巧みに利用しておこなわれた極限のお布施をとる目的でなされた勧誘行為は、目的、手段、結果からみて、社会通念上著しく不相当と認められ違法性を有するとされ、三〇〇万円の慰謝料の支払いが命じられたケースもある。⁽⁴⁷⁾

また、信者が手足となつて、マニュアルにしたがい、文化サークルと目的や正体を隠して近づき、ビデオセンターに誘い入れ、長時間にわたり霊界や先祖の因縁話などをして全財産を差し出させ、セミナーに参加させた「岡山青春を返せ訴訟」において、控訴審の岡山高裁は、以下のように説示して、被害にあつた元信者の男性の控訴を認め、一審判決を破棄した。「宗教団体が、非信者を勧誘・強化する布教行為、信者を各種宗教活動に従事させたり、信者から献金を勧誘する行為は、それらが、社会通念上、正当な目的に基づき、方法、結果が、相当であるかぎり、正当な宗教活動の範囲内にあるものと認められる。しかしながら、宗教団体の行なう行為が、専ら利益獲得等の不当な目的である場合、あるいは宗教団体であることをことさら隠して勧誘し、徒に害悪を告知して、相手方の不安を煽り、困惑させるなどして、相手方の自由意思を制約し、宗教選択の自由を奪い、相手方の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させるなど、その目的、方法、結果が、社会的に相当な範囲を逸脱している場合には、もはや、正当な行為といえず、民法が規定する不法行為との関連において違法であるとの評価をうけるもの」とされた。⁽⁴⁸⁾

この判決では、元信者は主観的には自分の自由な意思で決断しているように見えるが、これを全体として客観的にみると、あらかじめ巧妙に用意されたマニュアルや流れにしたがつて、不安や困惑を煽つて、執拗に不当な高額

な献金をさせ、その延長として、宗教選択の自由を奪って入信させ、生活を侵害し、自由に生きるべき時間を奪ったものと説示し、宗教的人格権侵害で一〇〇万円の慰謝料の支払いを認めた。

(2) 夫婦・子の出家や宗教団体への参加と家族らの救出支援・保護説得活動

夫婦の一方が他方の反対にもかかわらず、未成年の子を連れて宗教団体に参加したり、また成年に達した子が執拗なリクルートにより入信したために、家族が脱会や救出のために支援活動をしている牧師、カウンセラー、僧侶、弁護士、精神科医などの助けを借りて、脱会や救出のための保護説得を試みるものがしばしばある。しかし、カルト的集団は、信者組織を編成して周到にかつ組織的に計画したスケジュールにしたがい、教義の実践と称して、感情、生活、情報、身体をコントロールしながら、精神の自律性を奪い、ロボットのように人を機械化してしまう。そのため、家族側も、救出カウンセリングに伴って、長時間にわたり身体を拘束したり、意に反する説得保護活動を行なったりすることも少なくない。このような家族が行なう脱会支援活動や救出援助、保護説得活動は法的に見てどこまで許されるのであろうか。

たとえば、X(娘・当時三一歳)の父母であるY及びZは、Xが統一協会の信者として所屬してきたことに反対し、かねてからXを脱会させようと試みてきた。その後、Y及びZは、他の一〇名くらいの者と共謀して、Xに棄教を強要する目的で、Xを平成九年六月から一〇年八月末までの一年二ヶ月以上にわたりマンションの一室において逮捕監禁し、棄教・改宗をせまった。他宗派の牧師であり脱会の支援をしているZは、その間にY及びZから援助や助言を求められ、同人らの依頼によって、逮捕監禁の事実を知りながらも、Xに統一協会の信仰を棄教するよう働きかけていた。以上の主張にもとづき、Xは、Yらによる違法な逮捕監禁についての損害賠償及び棄教などの

強要行為等の差し止めを求めた。

鳥取地裁は、つぎのように判示して、子どもである統一教会信者の請求を認めた。

(Y及びZの行為について)「Y及びZは、同人らの行為は、娘であるXを統一教会の違法な教え込みから解放するため、統一協会の妨害を受けない場所を確保する必要から採られた措置であり、マンションでの生活は、親子の生活であって、拉致、監禁といわれるものではない旨主張するが、本件の逮捕監禁はその当初において明白にXの意思に反するものであったこと、Xが昭和四一年四月生まれで本件当時、三二歳の成人であったことを考えると、本件のような行為は、Y及びZがXの両親であったとしても許されるものではないといわなければならない。」

(Zの行為について)「一般的に宗教的活動は自由であるとしても、右のような状況にあるXに対し、その状態を知らずながら、Xの意思に反する宗教活動を行なうことは、正当な業務活動であるということはできない。そうすると、Zは、少なくとも、……Y及びZの不法行為を助助したといわねばならず、民法七一九条一、二項により、Xに対し、Y及びZと連帯責任を負うべきである。」

また、本判決は、Yらに対して、五五万円の損害賠償の支払いと、暴行、強迫、拉致、監禁、面談強要、電話による会話強要等を行い、又はこれらの方法を用いて信仰する宗教を棄教することを強要してはならないと差し止め請求も認めている。⁽⁴⁹⁾

本件についても、いくら夫婦や親子などの家族間であっても、相手方の意に反して強制的に改宗を迫ったり棄教を強要した場合には、宗教的自己決定権の侵害があったとして違法とされる場合がある。ただし、夫婦や親子の一方が過度の宗教活動に従事して家庭を顧みないとか、反社会的な活動に携わるなどしている場合には、家族構成員らは善意に介入を試みたり、脱会や救出保護のための説得を行なうこともありうる。その場合に、家族が行なう

脱会援助や保護説得の一環として改宗や棄教を迫る行為も、その動機や目的が不当なもので、長時間にわたり自由や身体をことさらに拘束するなど不相当な手段方法がとられ、その結果、成人に達した子や夫婦の一方に怪我をさせたり、多大の精神的苦痛を与えたような場合には違法性を有し、不法行為としての損害賠償請求が認めらるゝといわざるをえない。そして、また、妨害の客観的危険性もたかいたければならない。しかし家族による干渉や保護説得活動が違法とされるのは、その目的、動機、手段等が脅迫するなど公序良俗に反して著しく不当性を帯びている場合にかざられるといえよう。⁽⁵⁰⁾ また、家族関係の修復や対話を回復するための接触や連絡がストーカーと同じように禁止されるのは問題であろう。あくまでも行き過ぎとして接触の手段方法が制限されることはあっても、一切の接触を家族に禁止するのは適当ではない。

また、 γ 牧師も、日本国憲法二〇条の信教の自由により保護されている教会活動の一環として、カルト的集団からの救出活動が行われており、国家の刑罰法規に形式的には触れる行為がなされても、両者は公共の福祉において相互に補完しあうもので、同時的順次的に両立しうる関係にある。したがって、組織的かつ巧妙にマインド・コントロールをする違法な団体からの脱会や救出を応援する行為は、多少、手段、方法に不適切な部分があっても、全体としての法秩序の理念に反するところがなく、正当な業務行為として違法性が阻却される。⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾

(3) 家族らによる保護説得活動と自力救済の許容範囲

かりに、家族らによる保護説得活動が形式的には、逮捕監禁、誘拐などの違法行為に該当しても、実質的に法秩序全体の趣旨に照らして、違法性が阻却されたり、違法でないとみられる場合が想定されよう。結局のところ、この問題は、自力救済が認められるかどうかにかかってこるといわざるをえない。最高裁も「私力の行使は、法律の定

める手続によつたものでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむをえない場合においてのみ、その必要限度を超えない範囲内で、例外的に許される」とした。⁽⁵³⁾

実力で違法な権利侵害を排除することが認められるのは、私人の正義や権利回復行為を奨励することで、私人による法秩序の形成維持を促す役割がある。そのため、当該行為の目的、動機の正当性が必要であり、あくまでもさなる侵害行為の予防や侵害された権利回復の目的でなされるものでなければならぬ。まず、脱会・救出支援や保護説得活動は、反社会的で違法な経済活動に従事させられていたり、リクルーターとして手足になる信者獲得のため働いて被害を拡大している者に、組織的で巧妙なプログラムで歪められている自由な意思決定(自己決定権)を回復させ、自らの行なっていることの誤りを自覚させるという動機や侵害されている宗教的人格権を回復する目的でなされることが必要である。したがって、この目的で行われる保護説得活動は、たとえ、形式的に実力的連れ戻しや多少の強引さがあっても、現に侵害されている宗教的人格権の回復目的でなされているので、親子関係の修復や対話の回復という目的があり、違法な活動をする教団からの救出を目的とするかぎり、目的・動機の正当性の要件は一応充足するだろう。

夫婦・親子という家族関係が存在する場合には、親子として夫婦としての立場から、さまざまな働きかけや教示、助言、説諭、訓戒、説得などが行われることは通常のことであり、第三者間での不法行為の違法性の評価よりも緩やかに考えられてよい。たとえば、一九九七年に施行された臓器移植法でも、生前の本人の臓器提供の意思を書面に表明している場合だけでなく、その旨の告知を受けた遺族が臓器提供を拒まないことを要件としている。⁽⁵⁴⁾ これは、まさに欧米と異なり、本人の意思決定への家族としての法的関与や家族共同体の愛情的利益を認める趣旨である。この点から見ても、家族による保護説得や脱会支援は、目的、手段、結果、法益の均衡等からみて、比較的緩やか

に社会的相当性や違法性が判断されてかまわない。

ついで、自力救済が認められるためには、事態の緊急性・急迫性の要件も必要である。これは、国家機関による法定の手続をうけるいとまがなく、もし司法的救済をまっていたのでは、権利の回復が不可能または著しく困難になるような状態をいう。この点でも、救出カウンセリングや家族らの保護説得活動は、裁判所での人身保護請求や成年後見制度のもとでの補助や保佐の審判の開始、親権の喪失宣告、親権者の職務執行停止、代行者の選任を求め保全処分申立てなどを利用しようとしても、現状では手続きに時間や費用がかかり、入信させられて間もない段階や子の奪い去りや子への悪影響が明白なケースでは、権利侵害を迅速かつ適切に回復するために、家族の協力のもとに行われる必要性、緊急性がたかいたいえよう。

また、第三に、手段方法の相当性という点でも、原則的には逮捕・監禁、暴行、強迫などに該当する実力行使は控えるべきであるが、しかし、保護説得やケアのための説得活動には、ある程度の密室での徹底した対話の回復、相互の信頼関係の形成が必要とされる。そのため、自宅や部屋に連れ戻して、じっくりとコミュニケーションを回復するために、あくまでも言葉による粘り強い説得と交渉の過程を繰り返す場合に、長時間にわたる精神的心理的圧迫や負担とみえても、相手方の同意をとりつけながら行なうかぎりでは社会的に許容する範囲内といえよう。⁽⁵⁵⁾

そして、最後に、自力救済によって守られるべき権利と相手方の失う権利との比較や、相手方の不法性の明白さの程度からみて、現にある差し迫った害悪や権利侵害状態の継続を避けるためにやむをえずなされた、より軽微な権利侵害に対しては、双方の利益衡量により、法もある程度の実力行使は受忍しなければならぬ。たとえば、肖像権やプライバシー権を明白に侵害する写真撮影に対して、カメラを奪取しフィルムを抜き取る行為がなされても、⁽⁵⁶⁾ 暴行罪や器物損壊罪は成立しないであろう。救出カウンセリングや家族による保護説得活動により失われ、侵害さ

れる本人の身体的自由や信仰の自由(宗教的自己決定権)と、これにより回復される身体的自由や宗教的自己決定権とで、いずれが重いであろうか。違法伝道や違法勧誘によって失われた本人の宗教的人格権の回復のためになされ、家族及びカウンセラーらが権利回復のために必要で、かつそう信じたことについて相当な理由がある場合には、逮捕、監禁、暴行に形式的に該当するような行為があっても、違法性とまではいえないのではなからうか。⁽⁵⁶⁾

また、エホバの証人の信者である四四歳の女性X(当時妻)は、元夫Aら家族と脱会支援活動をしている「エホバの証人救済対策協議会」代表の牧師Yが共謀して孤立した建物に一七日間監禁し脱会を強要したため、信教の自由を違法に侵害したとして不法行為にもとづき三〇〇万円の慰謝料の支払いを請求する訴訟を提起した。⁽⁵⁷⁾ Xは約七年前からエホバの証人の聖書の勉強を始めていたが、夫がこれに反対し、夫婦の間でトラブルになっていた。夫が報道で知ったY牧師に相談し、一九九五年七月に兵庫県加東郡社町内の山荘に家族旅行という名目でXを夫の姉、母親らとともにつれてゆき、牧師が脱会するように説得をしたが、結局、脱会させることはできず、Xは鉄格子がはめられ、玄関のドアも鍵がないと開けられない構造の建物に一七日間にわたり監禁されていた。これに対して、Y側は、未成年の子に対してのみの塔の教義を教え込んでおり、親権・監護権の濫用であり、夫の親権の共同行使を違法に妨害していること、子どもの宗教的自己決定権を侵害していること、説得活動は正当防衛にあたり、他に採りうる適切な手段はなく、幼い長男がものみの塔の教義を急速に身に付けており緊急性もあったので、かりに監禁にあたるとしても、説得行為に違法性はないと反論していた。

また、エホバの証人の妻に対する脱会のための説得行為に対して、逮捕・監禁、面会の強要、ビラの配布を禁止する仮処分が決定されたケースもある。⁽⁵⁸⁾

神戸の事件をめくっても、二〇〇一年三月三〇日に、神戸地方裁判所は脱会支援、保護説得についても一定の厳

しい判断を示した。つまり、本件では、元夫Aら家族の手で行われていても、家族旅行と偽ってXの意に反し身体
の自由を違法に拘束し監禁が行われたこと、Yも改造した説得場所を提供し、Xの意に反することを当然予想して、
共謀のうえ執拗に対話を求めたものでXの身体的自由及び信教の自由を違法に侵害したこと、いかに婚姻関係や親
子関係の破綻を回避しつつ、子への監護教育が危機的状況にあったとしても、教え込みの抑止を超えて、棄教を迫
り、監禁等を行うことで正当防衛が成立する余地はなく、正当な教会活動範囲を逸脱したもので、三〇万円の慰謝
料と一〇万円の弁護士費用の賠償が命じられた⁽⁵⁹⁾。

この事件でも、家族が主体となつて、夫婦・親子としての円満な家族関係や協力関係を回復するために説得や対
話を目的として救出活動が展開されていた。また、Y牧師は、元夫Aからの求めに応じて教会活動の一環としてX
の聖書上の解釈の誤りや家庭崩壊を阻止する正当な業務行為として説得や対話を推進しようとしたにすぎない。ま
た、夫は、家庭裁判所による夫婦関係調整や子の監護に関する処分事件の申立てという方法もなかったわけではな
いが、すでに多くの時間を費やし、裁判所での司法的な場での調整は不可能に近いものがあつた。そして、もちろ
ん、エホバの証人の絶対的教義や敵対的な宗教的確信により、和合の可能性はほとんど考えられず、子供の宗教教
育をめぐるでも差し迫つた危機的状況にあつた。

しかるに、家庭崩壊の危機に瀕し、度重なる夫婦の約束にも反して、Xはエホバの集会にも子を連れて行くとか、
幼い子に対する教義の一方的な教え込みにより、夫は平穏な家族として生活する権利、妻として協力扶助を受ける
権利、未成年の子に親として教育を行う権利など基本的な権利の侵害を受け、家庭裁判所での法的手続を利用する
前に、家族で相談して、円満な関係を修復する必要性を痛感していた⁽⁶⁰⁾。そこで、とくに教団からの影響力を排除
した形での対話の回復、家族関係の修復を求めて、夫は一定の場所への隔離と相手方の自由を制約する行為にでた

のであり、社会的に見ても家族として明らかに許される範囲や方法を逸脱した行為とまではいえないであろう。

また、本件でのYの関与は、改宗や棄教を強要しようとしたものでなく家族らの真摯な依頼にもとづき、穏やか
な手段方法により、家族崩壊を阻止し家族の人間関係の回復のために宗教者としての専門的立場から取り組んだも
のであつた。したがって、本件保護説得活動の動機、目的、手段、自由を拘束した期間、態様、双方の利益の比較
衡量などを総合して検討するかぎり、不法行為上違法であるとまで評価できるものではなく、かりに家族に若干の
不適切な行為があつても、Yの行為は家族を中心としたアドバイスにとどまり道義的社会的には不相当とされても、
違法とまで言い切ることはできない。

もちろん、Xの身体の自由及び信教の自由は何よりも保護されなければならないが、教団という組織ぐるみの影
響や支援体制もある以上、家族がこれに対抗して牧師など支援者の助けを借りて、相当な範囲で保護説得という手
段をとることもやむをえない。ただ、本件でも、真実の目的を隠してXを建物に連れてきたり、行き過ぎた点もな
かつたわけではないが、全体としてみれば、社会的相当性を欠き違法とまで評価すべきではなからう⁽⁶¹⁾。

五 おわりに

(1) 家族における宗教的自由とその限界

はじめに述べたように、宗教的教義を守り、どのような信仰をもつかどうか(信仰の自由)と、宗教的実践や信
仰の外部的表現行為をしようか(宗教活動の自由)とは、区別されなければならない。人が内心でどのような
信仰をもとうと、もつまいと絶対的に自由でなければならない。内心の信仰の自由は、思想信条、良心の自由と並

んで、家族においても絶対的に保障される。宗教的マイノリティーであるとか、新宗教であることだけで差別的あるいは不利益に扱われてはならない。しかし、宗教的信仰の表現行為としての宗教活動は、家族という緊密で全人格的結合体の構成員にさまざまな影響を連鎖的に及ぼすので、全くの無制約というわけにはいかない。そのため、家族構成員の宗教的実践や宗教活動が夫婦・親子の家族的共同生活にどのような悪影響や害悪・弊害をもたらしているかが精査されることになる。つまり、宗教団体の信仰や教義体系により要求される家族の一員の行動が、他の家族構成員の日常生活や権利自由を侵害していないかどうかが具体的に問題とされなければならない。⁽⁶²⁾

ここで検討したように、このような宗教の自律性と家族の自律性が交錯する領域で、法が具体的に紛争解決のために介入しなければならない場面として、宗教上の結婚と世俗的法律的婚姻の乖離と婚姻の成否、つまり合同結婚式と婚姻意思や婚姻の成立の問題を取り上げた。宗教的儀式と宗教的自治規範のもとの結婚がかりに成立しているとしても、当事者間に婚姻の成否をめぐる紛争が起こった場合に、裁判所は、とられた形式と実質とのずれを是正せざるをえない。宗教団体の教義や信仰にもとづく結婚と、社会通念上客観的に要求される法的な結婚(同居協力扶助、相続、社会保障など強力な法的効果を伴う婚姻)とはなにかが問われている。そうだとすれば、宗教的な結婚ではなく、裁判所は民事上の契約としての法的拘束力のある婚姻合意があったかどうかを問題とせざるをえないだろう。ここで、司法審査の対象となっているのは、民法上の婚姻意思の有無であった。⁽⁶³⁾

夫婦の離婚をめぐる紛争も同様である。宗教的な教義や信仰のうえで離婚という夫婦の関係の解消が許されるかどうかの問題ではない。あくまでも、夫婦の一方が信仰による差別や宗教的偏見で脱会を強制したり、離婚をその手段として利用することは許されないが、信仰上の対立や宗教活動の伴う不和で別居・破綻したのかどうか、婚姻関係が回復の見込みがないまでに破綻し挫折しているのかどうかで定めるほかはない。破綻の原因や責任は慰謝料等で斟酌されるほかない。また、宗教団体が組織的に家庭破壊や婚姻関係、親子関係に不当に干渉した場合の不法行為責任についても、教義や信仰が直接問題とされるのではなく、あくまでも、どのような権利が侵害され、故意過失、違法性、因果関係、損害の発生など個々の不法行為の成立要件が認められるかどうかの問題とされるにすぎない。

子の親権者・監護者の指定・変更、子の引渡し、面会交流などの事件でも、結局は、子の福祉、子の利益の観点から、父母双方の事情(愛情、日常の監護能力、監護の実績、収入、職業、住まい、監護補助者の有無、子との情緒的結びつきや愛情、適格性など)、子の側の事情(子自身の意向、子の適応、情緒的安定、年齢、健康など)が総合的に比較検討されるが、一方の宗教的信仰や宗教的活動が子の精神的肉体的情緒的福祉を著しく害するとか、現実の差し迫った害悪がないかぎりには、宗教的ファクターだけを強調することは許されない。しかし、医療問題、教育問題、日常生活の問題で輸血を拒否し、社会的適応を著しく阻害したり、絶対的価値観を未熟な段階で強制するなど、直接かつ差し迫った害悪がある場合に、必要最小限の合理的制約は許されよう。

したがって、宗教的差別や社会的偏見で子が不利益を受ける可能性があるという一般的な抽象的危険性だけではたりない。むしろ、節度をもつかぎり、子はいろいろな宗教的環境や雰囲気を知る必要があるが、親も自己の宗教的信仰や信仰を具体的に経験させたいと考えるだろう。しかし、判断力が不十分な未成年の子に、特定宗派の排他的絶対的教義を植え付け一方的に教え込むことは、両親の共同親権行使の原則と親の共同養育責任の面からも許されないだろう。子を父母間の宗教的あつれきや対立に巻き込まないためにも、親の宗教から子をニュートラルに保つ、等距離におく義務が認められなければならない。⁽⁶⁴⁾

(2) 宗教的自己決定権と家族の介入の限度・方法

家族においても、人がどのような宗教を信じるか、信じないかの自由、宗教的自己決定権は尊重されなければならないし、宗教的信仰にもとづき礼拝そのほかの宗教的儀式を行なう自由、結社の自由も憲法二〇条で保障されている。しかし、家族は、全人格的共同体であり、一体的生活を営む大切な存在でもある。いかに宗教や宗教団体といえども、円満な夫婦関係や親子関係を断絶させたり、不当な干渉をして解体を促進することは許されない。家族構成員としては、健全な家族関係を回復したり、家族関係の維持強化のために、事前の差し止め、事後の損害賠償などの一定の法的救済を求められる。

宗教的人格権や自己決定権の侵害は、宗教団体側からの違法な誘い込みや勧誘、違法伝道のケースにも起こるし、逆に、家族からの行き過ぎた脱会の強要、棄教や保護説得のための働きかけでも生じうる。両者は、共にパラレルの問題として捉えられなければならない。ただし、家族からの救出カウンセリングや脱会援助、保護説得の活動は、①適宜、本人の同意をとりつけながら、②粘り強い説得と徹底した話し合いを通じて、③本人の身体や精神に著しいダメージや損害を与えないかぎり、④家族が主体でおこなって、⑤本人の宗教的自己決定権や侵害されている権利回復や家族関係の修復の目的でなされているかぎり、不法行為法上違法とされず、刑事上の責任も問われない。

(3) 夫婦・親子の問題の緊張・対立・調整

憲法が保障する信教の自由を守り、家族法が実現しようとしている個人の権利を保護するために、どのようなステップをとればよいのだろうか。まず、宗教的信仰や教義への判断や評価をせずに、法的に問題となっている婚姻意思、離婚原因、子の利益、不法行為の成立要件等を検討する。第二に、宗教的信仰の対立や宗教活動が具体的現実的に家族のメンバーにどのような悪影響や害悪を及ぼしているかどうか、その内容と範囲・程度を具体的に調査

する。第三に、家族構成員の宗教活動の自由や自己決定権に制約を及ぼしても、その侵害が直接的かつ重大なものであれば、夫婦共同生活の実現、円満な親子関係の促進、子の福祉、利益などの「やむをえない利益」のためにも必要最小限の合理的な制限ならば正当化される。

したがって、家族における宗教問題を取り上げる裁判官、調査官、調停委員、弁護士らは、適切な宗教情報、宗教問題についての研修を受け、家庭問題の専門処理機構として、公平中立な立場でできる限り、調停という合意形成援助手続において、深刻な対立・緊張を調整し解決を図らなければならない。家族と宗教とが衝突する問題は、裁断型の白黒をつける手続ではなく、当事者の交渉や合意を基礎においた調整型のシステムで解決をはかるべきであろう。もちろん、そのためには面接の技法と調整のための専門知識・経験を有する専門職の関与が不可欠といえよう。

- (1) 樋口陽一「佐藤幸治」中村睦男「浦部法穂」注釈日本国憲法上巻「三九八—三九九頁(一九八八年)、坂本昌成「信教の自由」ジュリ一〇八九号一九二頁(一九九六年)、芦部信喜「憲法新版」一四三頁(一九九七年)、長谷部恭男「憲法」一八八頁(一九九八年)等参照。
- (2) 深谷松男「家族法関係と信教の自由の交錯—素描」金沢法学三六巻一—二合併号二八七頁(一九九四年)参照。
- (3) たとえば、東京高判平成二年四月二五日判時一三五—一六一頁、名古屋高判平成三年一月二七日判タ七八九号二一九頁参照。
- (4) 最判昭和六三年六月一日民集四二巻五号三五頁参照。なお、自衛官合祀訴訟については、平野武「政教分離裁判と国家神道」一七三頁以下(一九九五年)、同「信教の自由と宗教的人格権」九五頁以下(一九九〇年)等参照。
- (5) 最判平成二二年二月二九日裁判所時報二二六二—二一四〇頁、民集五四巻二—号五八二頁参照。
- (6) 波多野里望「逐条解説児童の権利条約」一〇二頁(一九九五年)、石川稔・森田明編(米沢公)「児童の権利条約—その内容・課題と対応—」二五〇頁(一九九五年)参照。
- (7) 深谷・前掲註(2)論文三〇—頁参照。民法七六七条、七九一条、家審規五四条、九六一一条等は一五歳を基準として。たとえば、可

Et(A Minor) (Wardship: Medical Treatment) [1993] 1 F.L.R. 386(FD) 事件で、イギリスの控訴院は、白血病に罹患した一五歳九ヶ月の少年と家族がエホバの証人の信者で信仰上の理由から輸血を拒否し、状態が悪化しているケースで、一六歳未満の子でも、十分に何が措置できるかを理解できる判断力と理解力を備えている場合には、医療行為に対する自己決定をなしうると、その判断や意向を尊重したケースがある。

(8) 石川稔「家族法のなかの子ども」『ジュリスト増刊子どもの人権』一四七頁(一九八五年)は、両親がエホバの証人であるため、未成年者に対する輸血拒否をした場合に、児童福祉法三三条による一時保護をしたうえで、児童相談所長が病院長に保護委託をすれば、輸血をなし子の生命を現行法上も救いうるとする。また、木戸道祥「エホバの証人と輸血拒否」自由と正義三四卷七号四一頁(一九八〇年)は、未成年者の場合、民法八三四条による親権喪失宣告を求めた審判の申し立てを家庭裁判所に行い、家事審判規則志条に審判前の保全処分として、親権者の職務執行の停止位、代行者の選任を受け、その職務代行者の同意を得ればよいのではないかと説く。

(9) 有田芳生「原理運動と若者たち」三頁以下(教育史料出版会、一九九三年)、同「統一教会とは何か」一二六頁以下(教育史料出版会、一九九三年)、全国霊感商法対策弁連「全国弁連通信」七一頁以下(二〇〇〇年三月一七日)参照。

(10) 有田芳生「統一教会とは何か」五七頁(一九九三年)参照。

(11) 福岡地判平成五年一〇月七日判時一四八三号一〇二頁、福岡高判平成七年一〇月三二日判例集未登載、最判平成八年四月二五判例集未登載は、男性側の上告を棄却し、合同結婚式による婚姻届を無効と判断した高裁判決が確定した。なお、名古屋地判平成七年二月一七日判時一五六二号九八頁は、日本国内に住む統一教会元信者が大韓民国国籍の相手方を被告として起こした婚姻無効確認請求が認められたケースである。

(12) 福岡地判平成五年一〇月七日判時一四八三号一〇二頁。なお、深谷松男「統一教会」の合同結婚式への参加、婚姻届と婚姻意思」私法判例リマックス一九九五(上)七二頁以下に詳しい解説がある。

(13) 東京高判昭和五八年九月二〇日判時一〇八八号七八頁参照。

(14) 大阪高判平成二年二月一四日家月四三卷一七号七三頁参照。

(15) たとえば、名古屋地判昭和六三年四月一八日判タ六八二二二二頁参照。

(16) 大阪地判平成九年七月二八日判時一六三六号一〇三頁、判タ九六四号一九二頁。

(17) 大阪高判昭和五四年一〇月五日判タ四二二二四〇頁等参照。

(18) 仙台地判昭和四九年一〇月八日判時七七〇七七頁。

(19) 名古屋地判昭和五〇年一〇月二二日判タ三三四号三三三頁。

(20) 東京高判昭和五七年一〇月二二日判タ四八五号一六九頁、大分地判昭和六二年一月二九日判タ六三〇号一八八頁、大阪高判平成二年二月一四日判時一三八四号五五頁、東京高判平成二年四月二五日判時一三五二一六号一六頁、東京高判平成九年一〇月三三日判タ九九五号二三四頁、名古屋高判平成一〇年三月二二日判時一七二五号一四四頁等。

(21) 山口純夫「離婚原因としての過度の宗教活動」判タ六四三三三三頁以下(一九八七年)、高野芳久「夫婦間の宗教活動と離婚請求」判タ七六二二二五九頁(一九九一年)、同「妻の宗教活動(エホバの証人)を理由とする離婚請求が認められなかった事例」判タ八二二二一三三頁(一九九三年)等参照。

(22) ラッセルについては、中澤啓介「ものみの塔の源流を訪ねて」九二頁以下(新世界訳研究会、二〇〇〇年)参照。

(23) 井上順孝ほか編「新宗教事典」六六三―六六四頁(弘文堂、一九九四年)、中澤啓介「バンドラの塔」五三頁以下(新世界訳研究会、二〇〇〇年)参照。

(24) 東京高判平成二年四月二五日判時一三五一号六三三頁。

(25) 広島地判平成五年六月二八日判タ八七三三二四〇頁。

(26) 東京地判平成九年一〇月二三日判タ九九五号二三四頁。

(27) 大阪地判平成二年五月二四日判タ七二九号二〇二頁、判時一三六七号七八頁、東京地判平成五年九月一七日判タ八七二二七三三頁。

(28) 大島俊之「離婚原因としての宗教活動」大阪府立大学経済研究三三卷二二頁以下(一九八七年)、富田哲「婚姻破綻事由としての宗教活動」福島大学行政社会論集五卷一―一〇五頁以下(一九九二年)、平野武「宗教と裁判と法」一一二頁(見洋書房、一九九〇年)、棚村政行「結婚の法律学」二四四頁(有斐閣、二〇〇〇年)等参照。

(29) 深谷・前掲論文三〇五頁参照。

(30) 石川稔「親権法の問題点と課題」ケース研究二〇一四頁(一九八六年)、許斐有「子どもの権利と児童福祉法」一二六頁(一九九六年)参照。

- (31) 下村哲夫「新版児童の権利条約」一頁以下(時事通信社、一九九八年)参照。
- (32) 大阪地判平成二年九月七日判時一三六六号九六頁。
- (33) 最判平成二年二月六日判時一三七四号四二頁。
- (34) 最判昭和六一年七月一八日民集四〇巻五号九九一頁、棚村政行「人身保護法及び同規則にいう「拘束」の意義と子の自由意思」家族法判例百選(四版)一一〇頁(一九九五年)以下参照。
- (35) 吉田恒雄「児童虐待に関する法制度」『児童虐待への介入—その制度と法』三三頁以下(尚学社、一九九九年)、日本子ども家庭総合研究所編『厚生省子ども虐待の手引き平成二二年一月改訂版』一一三頁以下(有斐閣、二〇〇一年)等参照。
- (36) 浦和家審平成八年三月二三日家月四八巻一〇号一六八頁。
- (37) 浦和家審平成八年五月一六日家月四八巻一〇号一六二頁。
- (38) 長崎家佐世保支審平成二二年二月二三日家月五二巻八号五五頁。
- (39) 大阪地判平成九年七月二八日判時一六三六号一〇三頁。
- (40) 柴田保幸「親権者又は監護者の指定・変更とその宗教について—家族法の憲法化について—」ケース研究三三〇号一九頁(一九九二年)参照。
- (41) See Kendall v. Kendall, 687 N.E.2d 1228 (Mass. 1997). この事件は、離婚した父母間で、四歳、六歳、九歳になる三人の子どもの監護権が争われた。父親がキリスト教系のファンダメンタリストであり、母親はユダヤ教徒と宗教的信条で全く相いれず、子どもたちに父親の宗教に感化させることで、肉体的精神的な実質的危険や害悪が証明されないかぎり、父親としての子への権利を制約することは許さないと判示してゐる。
- (42) See Carolyn R. Wah, *Evaluating Nontraditional Religious Practice in Child Custody Cases*, 35 FAM. & CONC. CTS. (No. REV. 30 0.3073, 1997; James G. Dwyer, *Parents' Religion and Children's Welfare: Debunking the Doctrine of Parents' Rights*, 82 Cal. L. Rev. 137 1, 1427 (1994).
- (43) 徳島地判昭和五八年二月二日判時号一一一〇号二二〇頁。
- (44) 中野昌治「信教の自由と親権」宗教判例百選二版三七頁(一九九一年)。
- (45) 大分地決昭和六〇年二月二日判時一一八〇号一一三頁。本件訴訟については、瀧澤信彦「判例評論三三三号一六頁(一九八六年)、高井裕之「信仰上の理由にもとづく輸血拒否」『宗教判例百選(第二版)』三八頁(一九九一年)等がある。
- (46) 横浜地判平成一年二月二六判時一七〇〇号八七頁。なお、本件控訴審では、牧師による離婚勧奨行為を含む家庭破壊行為は違法な宗教上の影響力、感化力によって行われたと認めることはできず、家出も離婚も任意で自主的なものと判示したが、牧師が告白内容を秘密として守る法律上の義務に違反して漏えいし告白者のプライバシーや家族の生活の平穩等人格的利益を侵害した不法行為責任を負うと説示し、五〇万円の慰謝料の支払いを命じた。また、二人の子ども達に対する父親への面接交渉を拒否し、親権行使の違法な妨害があったとして、子への面接交渉の妨害の差止めを認めている(東京高決平成二二年二月一六日判時一七四二号一〇七頁)。
- (47) 大阪地判平成九年七月二八日前掲。
- (48) 岡山高判平成二二年九月一四日判例集未登載、最判平成一三年二月九日全国弁連通信七七号頁。
- (49) 鳥取地判平成二二年八月三日判例集未登載、平成二二年(ワ)第七二号損害賠償請求事件。
- (50) 東京地判平成五年三月三二日判タ八五七号二四八頁。このケースは、女性から男性への婚約破棄の不法行為責任について、女性及び父親が婚約に不当に干渉して破棄されたのに対して、親族の介入がよくありうる日本での違法性の判断基準を示したもので、事例として参考にならう。
- (51) 神戸簡裁昭和五〇年二月二〇日判時七六八号三頁。
- (52) 山川一陽「自力救済と犯罪—その二」捜査研究五六一七七八—八〇頁(一九九八年)、同「自力救済と犯罪—その二民事不介入との関連」捜査研究五六三三—三六〇—一六一頁(一九九八年)参照。なお、最近の自力救済をめぐる判例については、明石三郎「自力救済について」宮崎産業経営大学法学論集四巻一・二号二二—一五二頁(一九九二年)参照。
- (53) 最判昭和四〇年二月七日民集一九巻九号二二〇一頁。
- (54) 臓器の移植に関する法律六条一項、厚生省保健医療局臓器移植法研究会「逐条解説臓器移植法」四七頁、五五頁(中央法規出版、一九九九年)参照。
- (55) 徳島地判昭和五八年二月二二日判時一一一〇号二二〇頁は、一九歳の女子大生が原理研究会に入会し、親に無断で下宿を引き払って原理研究会の寮に入っていたところ、両親が無理やり自宅に連れ帰り、夜間は内側から鍵をかけて二階の窓には角材で格子を取り付け、